

平成26年4月1日
関東森林管理局

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化する中、岩手県、宮城県、福島県で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にあることから、当面の間、下記のとおり運用することとしたのでお知らせします。

1 建設機械の損料補正の運用

ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く）の運転1時間（日）当たりの損料に105/100を乗じることとする。

2 対象工事

福島県における関東森林管理局（森林管理署等含む。）が発注する森林土木工事（海岸防災林復旧工事を含む。）

3 適用年月

平成26年4月1日以降に入札公告する工事から適用